



美容所 付近の 見取図		美容 所 の 構 造 及 び 設 備	面 積	作業室	m <sup>2</sup>	
				待合室	m <sup>2</sup>	
				洗髪場所	m <sup>2</sup>	
				消毒室その他付帯設備	m <sup>2</sup>	
			高 さ	天井	m	
			構 造	床		
			台 数	セットいす	台	
				ドライヤーいす	台	
				洗髪いす	台	
			距 離	セットいす間	m	
明 る さ	彩光					
	照明					
	照度	ルクス				
器 具	消毒器					
	収納施設					
	毛髪箱	汚物箱				
	個	個				
作業衣						
換気方法						
応急薬品						
排水設備の概要						
美容所の消毒整備を使用して消毒を行う出張美容の届出の有無			有 ・ 無			
承 継	承継年月日	承継者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	生年月日	住 所 (法人にあっては、事務所の所在地)		
	年 月 日		年 月 日			
	年 月 日		年 月 日			
変 更 廃 止 事 由	変更廃止事由		変更廃止年月日	変更廃止事由		変更廃止年月日
			年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日
行 政 処 分	処分事由	期間	処分年月日	処分事由	期間	処分年月日
添 付 書 類	1 美容師についての医師の診断書（結核、皮膚疾患その他伝染性疾患の有無が判断できるもの） 2 美容師法第12条の3第1項に規定する美容所にあっては、管理美容師を証する書類 3 開設者が外国人であるときは、外国人登録法の規定による市町村長の登録証明書 4 美容所の見取図及び平面図 5 開設者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し 6 施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類					

注1 申請者は、太線で囲んだ部分について記入すること。

2 施行規則第19条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、「重複開設」、「管理美容師」、「美容師及び他の従事者」及び「美容所の構造及び設備」の記載事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

3 施行規則第19条第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、添付書類1及び2に掲げる書類のうちその内容に変更がない書類の添付を省略することができる。